

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人（大人）が、避難所における2か月間の避難生活による精神的損害（ただし、受領済みの8万円のうち4万円と精算処理）及び避難に起因する身体的損害による精神的損害（通院慰謝料）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

（1）避難生活に伴う精神的損害	180,000円
（2）身体的損害に伴う精神的損害	200,000円
合計	380,000円

期間

- （1） 上記（1）について
自 平成23年4月1日
至 平成23年5月31日
- （2） 上記（2）について
自 平成23年3月11日
至 平成24年6月30日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し金38万円の支払義務があることを認める。

3 仮払補償金の控除

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項（1）記載の損害に対する賠償金の一部として、4万円を支払済みであることを確認し、この既払い金4万円と第2項記載の和解金38万円とを精算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月27日

（仲介委員 田中千草）